

# 第11回 定時株主総会

# NORTHSAND

証券コード:446A



2026年4月28日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)



東京都中央区銀座四丁目12番15号  
歌舞伎座タワー23階  
マイナビPLACE 2301、2302

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)  
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の  
報酬限度額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定  
の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件





コンサルティング業界が大きく変わり始めています。  
かつてスキルによって差別化できたコンサルティングサービスが、テクノロジーの発展により急速にコモディティ化しています。  
当社は、従来のスキル重視の在り方に違和感を持ち、創業しました。  
お客様のお困りごとを解決するためには、スキルだけではなく、「人間力」が必要だと考えてきました。

2026年1月期は、過去最高の売上・営業利益を達成しました。  
私たちが大切にしてきた価値観が少しずつお客様に受け入れられてきた結果と受け止めています。

近年、AIの進化が話題になっていますが、当社はAIを活用し共存しながら、これからも人にしかできないサービスを追求していきます。

お客様のために、当たり前のことをコツコツ取り組むこと。  
想像力を働かせ、誰もやりたがらない仕事にも誠実に向き合うこと。

この積み重ねこそが、世の中にまだない新しい価値になると信じています。



株式会社ノースサンド

代表取締役社長 前田 知紘

証券コード 446A  
2026年4月10日  
(電子提供措置の開始日2026年4月6日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座四丁目12番15号  
歌 舞 伎 座 タ ウ ー 7 階  
株 式 会 社 ノ ー ス サ ン ド  
代 表 取 締 役 社 長 前 田 知 紘

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第11回定時株主総会招集ご通知」および「第11回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://northsand.co.jp/ir/ir-library/#S4>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年4月27日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- 1 日 時 2026年4月28日(火) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
- 2 場 所 東京都中央区銀座四丁目12番15号  
歌舞伎座タワー23階 マイナビPLACE 2301、2302  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

### 3 目的事項

#### 報告事項

第11期(2025年2月1日から2026年1月31日まで) 事業報告および計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・ 事業報告「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の概要」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ・ 計算書類「株主資本等変動計算書」
- ・ 計算書類「個別注記表」

## 議決権行使についてのご案内

### ■ 事前行使をしていただける場合

#### ◎書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年4月27日（月曜日）午後7時到着分まで

#### ◎インターネットによる議決権行使



次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年4月27日（月曜日）午後7時まで

**議決権行使ウェブサイト** <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

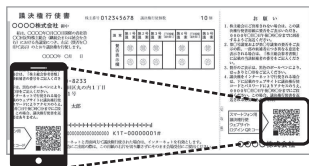
**開催日時** 2026年4月28日（火曜日）午前10時

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

## 「スマート行使」による方法

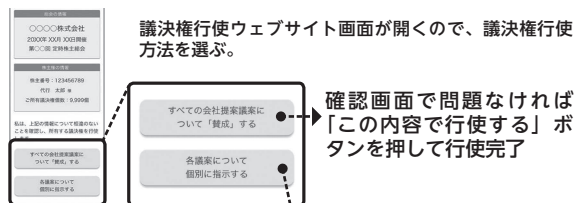
### ① QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

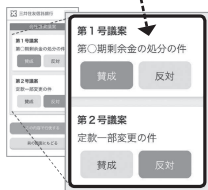
### ② 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

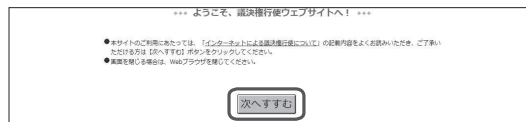
### ③ 各議案の賛否を選択



上記方法での議決権行使は1回に限ります。

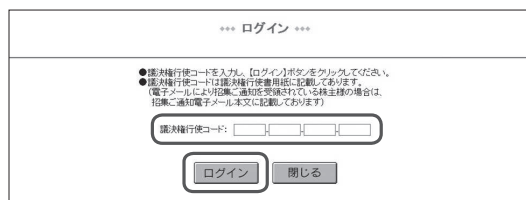
## パソコンによるアクセス手順

### ① ウェブサイトへアクセス



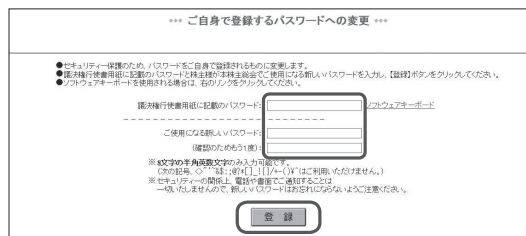
- お手持のパソコンにあわせて、「インターネット」による議決権行使については、お取扱いをよくお読みください。ご了承いただかぬ場合は、お手持のパソコンを一度リセットください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを終了してください。

### ② ログインする



- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。（電子メールにお持ち帰り、通知や変更などを行う場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております）

### ③ パスワードの入力



※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

### ④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## ！ インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031

【受付時間（午前9時～午後9時）】

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 定款一部変更の件

#### 1 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を通じた企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社の移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議に加え、取締役会決議によっても行うことが可能となるよう、変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）の新設等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款        | 変 更 案           |
|----------------|-----------------|
| 第1章 総 則        | 第1章 総 則         |
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会<br/>(削 除)</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="249 173 672 204">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="181 264 370 294">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="163 302 740 370">第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p data-bbox="400 378 506 408">(新 設)</p><br><p data-bbox="181 521 370 551">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="163 559 506 597">第20条 (新 設)</p> <p data-bbox="257 710 740 892">当社の取締役の選任は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="226 899 438 929">② (条文省略)</p> | <p data-bbox="846 173 1270 204">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="778 264 967 294">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="763 302 1345 370">第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。</p> <p data-bbox="824 378 1345 446">② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p><br><p data-bbox="778 521 967 551">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="763 559 1345 703">第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="824 710 1345 892">② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="824 899 1065 929">③ (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)<br/> 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)<br/> 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>③～④ (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中からその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中からその決議をもって、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>③～④ (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条および第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条および第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除および責任限定)<br/>第<u>30</u>条 (条文省略)</p>                                                                                                                          | <p>(取締役の責任免除および責任限定)<br/>第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> |
| <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>                                                                                                                                             | <p>(削 除)</p>                                     |
| <p>(<u>監査役の員数</u>)<br/>第<u>31</u>条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>                                                                                                           | <p>(削 除)</p>                                     |
| <p>(<u>監査役の選任</u>)<br/>第<u>32</u>条 <u>当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                           | <p>(削 除)</p>                                     |
| <p>(<u>監査役の任期</u>)<br/>第<u>33</u>条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                  | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(常勤の監査役)</p>                                                                                          | (削 除) |
| <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                            |       |
| <p>(監査役会の招集通知)</p>                                                                                       | (削 除) |
| <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                       |       |
| <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                |       |
| <p>(監査役会の決議の方法)</p>                                                                                      | (削 除) |
| <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                              |       |
| <p>(監査役会議事録)</p>                                                                                         | (削 除) |
| <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                       | (削 除) |
| <p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                               | (削 除) |
| <p>(監査役の責任免除および責任限定)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | 第5章 監査等委員会                                                                                                                                                   |
| (新 設)   | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                                                                           |
| (新 設)   | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| (新 設)   | <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条および第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役<br/>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除および責任限定)<br/>第44条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会議事録)<br/>第35条 監査等委員会における議事の経過の<br/>要領およびその結果ならびにその他法<br/>令に定める事項については、これを議<br/>事録に記載または記録し、出席した監<br/>査等委員がこれに記名押印または電子<br/>署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)<br/>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令<br/>または本定款のほか、監査等委員会に<br/>おいて定める監査等委員会規程によ<br/>る。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条および第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役<br/>が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除および責任限定)<br/>第40条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="249 169 450 199">第7章 計 算</p> <p data-bbox="184 264 317 294">(事業年度)</p> <p data-bbox="163 302 423 332">第45条 (条文省略)</p> <p data-bbox="400 378 506 408">(新 設)</p> <p data-bbox="184 635 483 665">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="163 672 740 740">第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p data-bbox="393 748 498 778">(新 設)</p> <p data-bbox="229 824 740 892">② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="184 937 317 967">(中間配当)</p> <p data-bbox="163 975 740 1081">第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p data-bbox="184 1126 430 1156">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="163 1164 423 1194">第48条 (条文省略)</p> | <p data-bbox="846 169 1047 199">第7章 計 算</p> <p data-bbox="781 264 914 294">(事業年度)</p> <p data-bbox="760 302 1050 332">第41条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="781 378 1141 408">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p data-bbox="760 415 1345 597">第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="781 635 1081 665">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="760 672 1345 740">第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p data-bbox="828 748 1345 816">② 当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p> <p data-bbox="828 824 1345 892">③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="997 937 1103 967">(削 除)</p> <p data-bbox="781 1126 1028 1156">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="760 1164 1050 1194">第44条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② <u>第11回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p> |

## 第2号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                      | 現在の当社における地位および担当 | 所有株式数      |
|-------|-------------------------|------------------|------------|
| 1     | 前田 知紘<br>（1978年5月31日生）  | 代表取締役社長 CEO      | 4,200,000株 |
| 2     | 佐々木 耕平<br>（1983年4月16日生） | 取締役 CHRO         | 1,800,000株 |
| 3     | 河野 智晃<br>（1985年10月14日生） | 取締役 CSO          | 2,400,000株 |
| 4     | 小久江 省隆<br>（1978年4月13日生） | 取締役 CFO          | 一株         |
| 5     | 楠本 美砂<br>（1972年2月16日生）  | 社外取締役            | 一株         |

候補者番号

1

まえだ ともひろ

前田 知紘

生年月日 1978年5月31日



|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 所有する当社の株式の数         | 4,200,000株    |
| 取締役在任年数（本定時株主総会最終時） | 9年9か月         |
| 取締役会への出席状況          | 100%（22回/22回） |

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2015年8月 当社 入社  
2016年7月 当社 代表取締役社長（現任）

### ■ 取締役候補者とした理由

創業者として当社事業を牽引してまいりました。独自の企業文化の構築や優秀なコンサルタントの育成および事業拡大において卓越した手腕を発揮しており、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断し、引き続き候補者としております。

候補者番号

2

さ さ き こうへい

佐々木 耕平

生年月日 1983年4月16日



|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 所有する当社の株式の数         | 1,800,000株    |
| 取締役在任年数（本定時株主総会最終時） | 7年2か月         |
| 取締役会への出席状況          | 100%（22回/22回） |

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2015年12月 当社 入社  
2019年2月 当社 取締役 兼 執行役員 人事担当  
2023年1月 当社 専務取締役 人事部統括  
2026年1月 当社 取締役 人事部統括（現任）

### ■ 取締役候補者とした理由

当社設立時より参画し、2019年以降、採用戦略の立案・実行を主導することで優秀な人材の確保に貢献し、当社の成長を支える中心的な役割を果たしております。これらの実績から、当社の事業拡大および経営全般において、今後も適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き候補者としております。

候補者番号

3

こうのともあき

河野 智晃

生年月日 1985年10月14日

所有する当社の株式の数 2,400,000株  
取締役在任年数（本定時株主総会終結時） 7年2か月  
取締役会への出席状況 100%（22回/22回）



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2015年10月 当社 入社  
2019年2月 当社 取締役 兼 執行役員 営業担当  
2023年1月 当社 専務取締役 コンサルティング事業部・営業部・新規事業開発部統括  
2024年10月 当社 専務取締役 コンサルティング事業部長  
2026年1月 当社 取締役 コンサルティング事業部長（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

当社設立時より参画し、2019年以降、新規顧客の開拓や高い稼働率の維持を主導し事業拡大を支える中心的な役割を果たしております。これらの実績を踏まえ、当社の事業拡大および経営全般において、今後も適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き候補者としております。

候補者番号

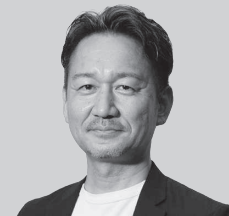
4

おぐえよしたか

小久江 省隆

生年月日 1978年4月13日

所有する当社の株式の数 一株  
取締役在任年数（本定時株主総会終結時） 3年3か月  
取締役会への出席状況 100%（22回/22回）



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2012年10月 ニューヨーク州弁護士 登録  
2022年4月 当社 入社  
2022年9月 当社 執行役員 コーポレート担当  
2023年1月 当社 常務取締役 コーポレート本部長  
2024年1月 当社 専務取締役 コーポレート本部長  
2026年1月 当社 取締役 コーポレート本部長（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

2022年より参画し、2023年以降コーポレート本部長を務めるなど事業拡大に伴うコーポレート部門の強化に貢献してまいりました。当社の成長を支えるコーポレート部門の責任者として経営に参画することが、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き候補者としております。

候補者番号

5

く す も と み さ

楠本 美砂

独立

社外

生年月日

1972年2月16日

所有する当社の株式の数

一株

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

2年3か月

取締役会への出席状況

100%（22回/22回）



## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1994年4月 P&G ファー・イースト・インク（現 P&G ジャパン合同会社）入社
- 1998年4月 同社 ブランドマネージャー
- 2014年6月 株式会社グロービス パートナーファカルティ（現任）
- 2022年2月 セルフファクター株式会社 取締役CMO（現任）
- 2024年1月 当社 社外取締役（現任）
- 2025年3月 小林製菓株式会社 社外取締役（現任）

## ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、P&Gでブランドマネージャーを務めたほか、様々な企業のアドバイザーとして経営戦略策定の助言に携わるなど、経営戦略・マーケティング・ブランディング・新規事業開発・PRなどに関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に経営戦略・マーケティング・PRの見地から取締役会などで発言をいただくとともに独立した立場から監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

注1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注2 当社は、取締役候補者楠本美砂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任後も届け出る予定であります。

注3 当社は、楠本美砂氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。楠本美砂氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

注4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

### 第3号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。


つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                                                                                              | 現在の当社における地位 | 所有株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------|
| 1     | 野本 朋宏<br>(1965年7月14日生) <input type="checkbox"/> 新任                                                              | 内部監査室長      | 一株    |
| 2     | 渡邊 迅<br>(1979年4月27日生) <input type="checkbox"/> 新任<br><input type="checkbox"/> 独立<br><input type="checkbox"/> 社外 | 社外監査役       | 一株    |
| 3     | 田中 俊太<br>(1977年8月4日生) <input type="checkbox"/> 新任<br><input type="checkbox"/> 独立<br><input type="checkbox"/> 社外 | 社外監査役       | 一株    |


|                     |                               |    |                    |                                                                                     |
|---------------------|-------------------------------|----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者番号<br><b>1</b>   | の も と と も ひ ろ<br><b>野本 朋宏</b> | 新任 | 生年月日<br>1965年7月14日 |  |
| 所有する当社の株式の数         | —株                            |    |                    |                                                                                     |
| 取締役在任年数（本定時株主総会終結時） | —年                            |    |                    |                                                                                     |
| 取締役会への出席状況          | —%（一回/一回）                     |    |                    |                                                                                     |

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2023年7月 当社 入社 コーポレート本部 内部監査担当  
 2024年2月 当社 内部監査室長（現任）

### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、内部監査人として、内部統制およびリスク管理に関する実務を担い、2024年以降は内部監査室長として内部管理体制の整備に大きく貢献しております。監査に関する豊富な実務経験と知見を有していることから、経営に対する監査・監督機能の充実に適切な役割を期待できると判断し、候補者といたしました。

|                     |                           |    |    |    |                    |                                                                                     |
|---------------------|---------------------------|----|----|----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 候補者番号<br><b>2</b>   | わた な べ じ ん<br><b>渡邊 迅</b> | 新任 | 独立 | 社外 | 生年月日<br>1979年4月27日 |  |
| 所有する当社の株式の数         | —株                        |    |    |    |                    |                                                                                     |
| 取締役在任年数（本定時株主総会終結時） | —年                        |    |    |    |                    |                                                                                     |
| 取締役会への出席状況          | 100%（22回/22回）             |    |    |    |                    |                                                                                     |

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士 登録（東京弁護士会）名川・岡村法律事務所 入所  
 2015年1月 同所 パートナー 就任  
 2017年7月 学校法人電子学園 監事（現任）  
 2021年1月 名川・岡村法律事務所 副所長（現任）  
 2023年1月 当社 社外監査役（現任）

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点に基づく客観的・中立的な立場で適切に業務執行の監査機能を果たしていることから監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通していることに加え、弁護士事務所の副所長としての知見等を活かし、職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号

3

た な か しゅん た  
田中 俊太

新任

独立

社外

生年月日

1977年8月4日



所有する当社の株式の数

一株

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）

一年

取締役会への出席状況

100%（22回/22回）

### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2001年 4 月 東レ株式会社 入社
- 2007年 12月 新日本有限責任監査法人 入所
- 2011年 10月 公認会計士 登録
- 2016年 9 月 株式会社地域経済活性化支援機構 入社
- 2018年 1 月 シュノリーモ株式会社 代表取締役（現任）
- 2018年 1 月 税理士 登録
- 2020年 12月 GOOPASS 株式会社 社外監査役（現任）
- 2022年 4 月 株式会社サムシングファン 社外監査役（現任）
- 2024年 1 月 当社 社外監査役（現任）
- 2025年 3 月 ディニティコス合同会社 代表社員（現任）
- 2025年 6 月 日商デリカ株式会社 取締役（現任）

### ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、公認会計士および税理士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、会計・税務の専門家としての視点に基づく客観的・中立的な立場で適切に業務執行の監査機能を果たしていることから監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

注1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注2 当社は、取締役候補者渡邊迅氏および田中俊太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任後も届け出る予定であります。

注3 当社は、渡邊迅氏および田中俊太氏の間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。渡邊迅氏および田中俊太氏の選任が承認可決された場合は、同氏らとの間で取締役として責任限定契約を継続する予定であります。

注4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

(ご参考) 役員の構成 (2026年4月28日以降の予定)

第2号議案および第3号議案が承認された場合の当社の取締役が有している専門性・経験は以下のとおりであります。

以下の一覧表は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

| 氏名           |             | 地位          | 経営    | カルチャー<br>コミュニケーション | 人事 | 営業・<br>マーケティング | 財務・会計 | 法務・リスク<br>コンプライアンス |
|--------------|-------------|-------------|-------|--------------------|----|----------------|-------|--------------------|
| まえだ<br>前田    | ともひろ<br>知 紘 | 代表取締役<br>社長 | ●     | ●                  | ●  | ●              |       |                    |
| ささき<br>佐々木   | こうへい<br>耕 平 | 取締役         | ●     | ●                  | ●  |                |       |                    |
| こうの<br>河 野   | ともあき<br>智 晃 | 取締役         | ●     | ●                  |    | ●              |       |                    |
| おぐえ<br>小久江   | よしたか<br>省 隆 | 取締役         | ●     | ●                  |    |                | ●     | ●                  |
| くすもと<br>楠 本  | み さ<br>美 砂  | 独立<br>社外    | 社外取締役 |                    |    | ●              |       |                    |
| の も と<br>野 本 | ともひろ<br>朋 宏 |             | 監査等委員 |                    |    |                | ●     | ●                  |
| わたなべ<br>渡 邊  | じん<br>迅     | 独立<br>社外    | 監査等委員 |                    |    |                |       | ●                  |
| たなか<br>田 中   | しゅんた<br>俊 太 | 独立<br>社外    | 監査等委員 |                    |    |                | ●     | ●                  |

(注) 当社は、楠本美砂、渡邊迅および田中俊太の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、選任後も届け出る予定であります。

## 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。取締役の報酬額は、2025年1月29日開催の臨時株主総会において年額10億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社の移行に伴いこれを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額10億円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬等の決定方針についての概要は、事業報告37頁から38頁に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、かかる方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会への諮問を経て当社の取締役会において決定することといたします。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、本総会終了後も員数に変更はございません。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案

### 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数については、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案

## 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査役佐藤美年氏は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査役佐藤美年氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                              | 略歴                   |
|---------------------------------|----------------------|
| 佐藤 美年<br><small>さとう みとし</small> | 2023年1月 当社 常勤監査役（現任） |

以上

## 第11期事業報告 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

### 1 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、国際通商政策の動向や、物価や為替の変動などのリスク要因により、依然として不透明な経済状況が続いております。このような環境下で、競争力強化や成長戦略の実現を図る企業の活動を支援するコンサルティング業界への需要は堅調に推移すると見込まれます。

このような経済状況の下、当社ではコンサルタントの人材獲得が順調に進んだことに加えて、高い稼働率を維持することができた結果、当事業年度の経営成績は、売上高は26,185百万円(前期比59.5%増)、営業利益は5,547百万円(前期比100.0%増)、経常利益は5,479百万円(前期比95.8%増)、当期純利益は4,046百万円(前期比105.0%増)となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

当事業年度に実施した設備投資の総額は48百万円であり、その主なものは、オフィス設備となります。

#### (3) 資金調達の状況

2025年11月21日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額9,374百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、コンサルティング事業の更なる成長を図るため、以下の課題に取り組んでまいります。

当社は、売上高の成長と営業利益率の向上を目指すうえで、コンサルタントの人数・稼働率・平均単価の3つの要素を重要視しております。長期的には売上高1,000億円、営業利益率30%の達成に向けて、当社がこれまで行ってきた「ファンづくりサイクル」という仕組みを引き続き活用し、採用活動、組織運営、営業活動・コンサルティングサービスそれぞれにおいて、当社のファンを増やし、ビジネスのストック性を向上させ、競争優位性をさらに高めてまいります。

採用活動においては、コンサルタントとしてスキル・経験ではなく、当社の理念に深く共感し、「愛嬌・素直さ・しつこさ」を兼ね備えた人材を重視するカルチャーマッチ採用を行っており、競合他社がターゲットとしていない人材マーケットにアプローチすることができております。当社の理念や魅力を伝えるための機会を多く提供することで、人材エージェント・候補者の方を当社のファンとし、継続的にコンサルタントの採用実績を積んでまいります。

組織運営においては、日常的に当社の理念に触れる機会を増やすことで浸透を図り、従業員をファンにし続けることで離職率の低さを維持し、さらに従業員数を増やしてまいります。また、従業員同士のコミュニケーションの促進を図り、ナレッジを蓄積・共有することで、組織運営の品質を高め、更なるエンゲージメントの向上を図ってまいります。

営業活動・コンサルティングサービスでは、当社の行動指針である「8 RULES」に基づき、当たり前のことを他社よりも速く、より高いレベルで実行してまいります。基本的な取り組みの徹底に加え、コンサルタントと営業チーム・案件開拓支援チームの分業体制により、新規・既存顧客への提案を強化し効率化することで、お客様からの信頼を獲得し、お客様と長期的な関係を構築・継続するとともに、プロジェクトを通じてナレッジを蓄積することにより、業務品質を向上させ、引き続き高稼働率の維持と平均単価の向上を図ってまいります。

当社の中期（2027年1月期から2029年1月期まで）と長期の経営目標は以下のとおりです。

| 項目       | 中期目標            | 長期目標    |
|----------|-----------------|---------|
| 売上高      | 年平均30%以上の成長     | 1,000億円 |
| 営業利益率    | 2029年1月期末に25%以上 | 30%以上   |
| コンサルタント数 | 3,000名          | 5,000名  |
| 稼働率      | 90%以上           | 90%以上   |
| 平均単価     | 継続的に向上          | 継続的に向上  |

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分        | 第8期<br>(2023年1月期) | 第9期<br>(2024年1月期) | 第10期<br>(2025年1月期) | (当期) 第11期<br>(2026年1月期) |
|------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------------|
| 売 上 高      | 4,447百万円          | 9,147百万円          | 16,417百万円          | 26,185百万円               |
| 営 業 利 益    | 311百万円            | 1,093百万円          | 2,774百万円           | 5,547百万円                |
| 経 常 利 益    | 309百万円            | 1,108百万円          | 2,798百万円           | 5,479百万円                |
| 当 期 純 利 益  | 31百万円             | 819百万円            | 1,974百万円           | 4,046百万円                |
| 1株当たり当期純利益 | 0.53円             | 13.66円            | 32.91円             | 65.51円                  |
| 総 資 産      | 1,841百万円          | 4,116百万円          | 7,003百万円           | 21,861百万円               |
| 純 資 産      | 239百万円            | 1,059百万円          | 3,033百万円           | 16,455百万円               |
| 1株当たり純資産   | 4.00円             | 17.66円            | 50.57円             | 238.48円                 |

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割が第8期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 事業年度末日の特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

| 事 業 内 容    | 主要なサービス                    |
|------------|----------------------------|
| コンサルティング事業 | ITコンサルティング、ビジネスコンサルティングの提供 |

## (8) 主要な営業所および工場

| 名 称   | 所 在 地  |
|-------|--------|
| 本社    | 東京都中央区 |
| 関西支社  | 大阪府大阪市 |
| 福岡営業所 | 福岡県福岡市 |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,762名 | 592名増  | 32.1歳 | 1.8年   |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数で記載しております。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 従業員が前期末に比較して増加した主な理由はコンサルティング事業の拡大によるものであります。

## (10) 主要な借入先

| 借 入 先       | 借 入 額  |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 276百万円 |
| 株式会社りそな銀行   | 181百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 112百万円 |
| 株式会社千葉銀行    | 31百万円  |

(注) 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 69,000,000株 (自己株式はありません。)  
(3) 株主数 8,302名  
(4) 大株主

| 株 主 名                                              | 持株数         | 持株比率   |
|----------------------------------------------------|-------------|--------|
| 株式会社グーニーズ                                          | 30,000,000株 | 43.47% |
| 前田 知紘                                              | 4,200,000株  | 6.08%  |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED<br>CLIENT ACCOUNT | 2,518,100株  | 3.64%  |
| 河野 智晃                                              | 2,400,000株  | 3.47%  |
| 株式会社ファン                                            | 2,400,000株  | 3.47%  |
| 株式会社リーフ                                            | 2,400,000株  | 3.47%  |
| 株式会社ノーヴェ                                           | 2,400,000株  | 3.47%  |
| MSIP CLIENT SECURITIES                             | 2,150,566株  | 3.11%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                           | 1,864,300株  | 2.70%  |
| 佐々木 耕平                                             | 1,800,000株  | 2.60%  |
| 加藤 博己                                              | 1,800,000株  | 2.60%  |
| 小松 亮太                                              | 1,800,000株  | 2.60%  |

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るため、2025年9月8日付で、普通株式1株につき60株の割合をもって株式分割を実施しました。

### **3 会社の新株予約権等に関する事項**

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名      | 会社における地位 | 担当および重要な兼職の状況                                                                                    |
|---------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前田 知 紘  | 代表取締役社長  | CEO                                                                                              |
| 佐々木 耕 平 | 取締役      | CHRO<br>人事部 統括                                                                                   |
| 河野 智 晃  | 取締役      | CSO<br>コンサルティング事業部長                                                                              |
| 小久江 省 隆 | 取締役      | CFO<br>コーポレート本部長                                                                                 |
| 楠本 美 砂  | 社外取締役    | セルフファクター株式会社 取締役CMO<br>株式会社グロービス パートナーファカルティ<br>小林製薬株式会社 社外取締役                                   |
| 佐藤 美 年  | 常勤監査役    |                                                                                                  |
| 渡邊 迅    | 社外監査役    | 名川・岡村法律事務所 弁護士<br>学校法人電子学園 監事                                                                    |
| 田中 俊 太  | 社外監査役    | シュノリーモ株式会社 代表取締役<br>GOOPASS株式会社 社外監査役<br>株式会社サムシングファン 社外監査役<br>ディニティコス合同会社 代表社員<br>日商デリカ株式会社 取締役 |

- (注) 1. 取締役楠本美砂氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役渡邊迅氏および田中俊太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役楠本美砂氏、監査役渡邊迅氏および田中俊太氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役佐藤美年氏は、事業会社で長年にわたり経理および管理部門等の要職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役田中俊太氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、また、他社の社外監査役を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

楠本美砂氏ならびに渡邊迅氏および田中俊太氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役および執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（非業務執行取締役を除きます。）の報酬等は、株主総会が決定した報酬等の限度内において、任意の諮問機関である報酬委員会の諮問を踏まえて、取締役会から授権された代表取締役社長が決定しております。報酬の構成は、固定報酬を基本とし、以下2点の要素について考慮しております。

- ・ 取締役の地位、職責等に応じた報酬
- ・ 業績を勘案した報酬。具体的には、直近事業年度の営業利益に一定の比率を乗じて算出された額を基本とし、期初予算の達成度に応じて算定

#### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年1月29日開催の臨時株主総会において年額10億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）。

当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2024年1月29日開催の臨時株主総会において年額25百万円以内と決議されております。

当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が、当期における各取締役の報酬額、支給の時期および方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて報酬の内容を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。

また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記の委任にあたっては、報酬決定方針に従い、各取締役の地位および担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、任意の諮問機関である報酬委員会の諮問を踏まえたうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 役員の報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |        |         | 対象となる役員<br>の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|--------|---------|--------------------|
|                  |                 | 基本報酬             |        | 非金銭的報酬等 |                    |
|                  |                 | 固定報酬             | 業績連動報酬 |         |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 288<br>(6)      | 288<br>(6)       | —      | —       | 5<br>(1)           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 21<br>(9)       | 21<br>(9)        | —      | —       | 3<br>(2)           |

(注) 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

| 区分  | 氏名                              | 兼職先          | 兼職内容            | 当該他の法人等との関係                  |
|-----|---------------------------------|--------------|-----------------|------------------------------|
| 取締役 | 楠本美砂<br><small>くすもと みさ</small>  | セルフファクター株式会社 | 取締役CMO          | 当社との間には重要な取引<br>その他関係はありません。 |
|     |                                 | 株式会社グロービス    | パートナー<br>ファカルティ |                              |
|     |                                 | 小林製菓株式会社     | 社外取締役           |                              |
| 監査役 | 渡邊 迅<br><small>わたなべ じん</small>  | 名川・岡村法律事務所   | 弁護士             | 当社との間には重要な取引<br>その他関係はありません。 |
|     |                                 | 学校法人電子学園     | 監事              |                              |
| 監査役 | 田中俊太<br><small>たなか しゅんた</small> | シュノリモ株式会社    | 代表取締役           | 当社との間には重要な取引<br>その他関係はありません。 |
|     |                                 | GOOPASS株式会社  | 社外監査役           |                              |
|     |                                 | 株式会社サムシングファン | 社外監査役           |                              |
|     |                                 | ディニティコス合同会社  | 代表社員            |                              |
|     |                                 | 日商デリカ株式会社    | 取締役             |                              |

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名                              | 取締役会<br>出席状況     | 監査役会<br>出席状況     | 主な活動状況                                                                                            |
|-----|---------------------------------|------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 楠本美砂<br><small>くすもと みさ</small>  | 22/22回<br>(100%) | —                | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、経営戦略・ブランディング・PR等の企業経営に関する専門的な知識と豊富な経験を活かし、当社経営の意思決定の妥当性・適正性に対する有益な助言を行っております。 |
| 監査役 | 渡邊 迅<br><small>わたなべ じん</small>  | 22/22回<br>(100%) | 14/14回<br>(100%) | 当事業年度開催の取締役会の全て、監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に当社の法務・コンプライアンスや経営全般に関する監査、助言等を行っております。               |
| 監査役 | 田中俊太<br><small>たなか しゅんた</small> | 22/22回<br>(100%) | 14/14回<br>(100%) | 当事業年度開催の取締役会の全て、監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、主に当社の財務・会計や経営全般に関する監査、助言等を行っております。                   |

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                             | 支払額   |
|---------------------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額 | 25百万円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬などの額   | 2百万円  |
| ①および②の合計額                                   | 27百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、ESネクスト有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 計算書類

## 貸借対照表

2026年1月31日現在

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>18,598</b> | <b>流動負債</b>     | <b>4,735</b>  |
| 現金および預金         | 14,602        | 買掛金             | 593           |
| 売掛金             | 3,167         | 1年内償還予定の社債      | 20            |
| 前払費用            | 742           | 1年内返済予定の長期借入金   | 240           |
| その他             | 97            | リース債務           | 23            |
| 貸倒引当金           | △11           | 未払金および未払費用      | 858           |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,263</b>  | 未払法人税等          | 1,253         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>654</b>    | 未払消費税等          | 951           |
| 建物              | 447           | 契約負債            | 579           |
| 車両運搬具           | 1             | 預り金             | 201           |
| 工具、器具および備品      | 106           | 賞与引当金           | 13            |
| リース資産           | 99            | <b>固定負債</b>     | <b>670</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,609</b>  | 長期借入金           | 361           |
| 長期前払費用          | 127           | リース債務           | 89            |
| 敷金および保証金        | 2,268         | 資産除去債務          | 218           |
| 繰延税金資産          | 204           | <b>負債合計</b>     | <b>5,406</b>  |
| その他             | 8             | <b>(純資産の部)</b>  |               |
|                 |               | <b>株主資本</b>     | <b>16,455</b> |
|                 |               | 資本金             | 4,717         |
|                 |               | 資本剰余金           | 4,734         |
|                 |               | 資本準備金           | 4,687         |
|                 |               | その他資本剰余金        | 46            |
|                 |               | <b>利益剰余金</b>    | <b>7,003</b>  |
|                 |               | 利益準備金           | 7             |
|                 |               | その他利益剰余金        | 6,996         |
|                 |               | 繰越利益剰余金         | 6,996         |
|                 |               | <b>新株予約権</b>    | <b>0</b>      |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>16,455</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>21,861</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>21,861</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ■ 損益計算書

2025年2月1日から  
2026年1月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 26,185 |
| 売 上 原 価                 |       | 13,403 |
| 売 上 総 利 益               |       | 12,781 |
| 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費   |       | 7,234  |
| 営 業 利 益                 |       | 5,547  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 4     |        |
| 受 取 家 賃                 | 7     |        |
| 助 成 金 収 入               | 0     |        |
| そ の 他                   | 2     | 15     |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 11    |        |
| 社 債 利 息                 | 0     |        |
| 為 替 差 損                 | 6     |        |
| 上 場 関 連 費 用             | 59    |        |
| そ の 他                   | 5     | 83     |
| 経 常 利 益                 |       | 5,479  |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 2     | 2      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 5,477  |
| 法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税 | 1,471 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △40   | 1,430  |
| 当 期 純 利 益               |       | 4,046  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年3月24日

株式会社ノースサンド  
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根岸 大樹  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鯛 剛和

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノースサンドの2025年2月1日から2026年1月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - a) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、関西支社及び福岡営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - b) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - c) 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2.監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- a) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- b) 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- c) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3.後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はありません。

2026年3月24日

株式会社ノースサンド 監査役会

常勤監査役 佐藤 美年

社外監査役 渡邊 迅

社外監査役 田中 俊太

以 上

# 8 私たちの行動指針

# 8 RULES



スピードで  
圧倒しよう

Surprise with speed



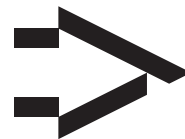
情熱がなければ  
意味がない

Drive with passion



想像力と  
思いやりを持つ

Imagine and care



迷わず  
チャレンジしよう

Be the first penguin



感謝・尊敬・謙遜

Be grateful



圧倒的な努力で  
驚かす

Wow with hard work



論理\*感情で  
人を動かす

Inspire the mind and heart



絆を  
深めよう

Foster bonds

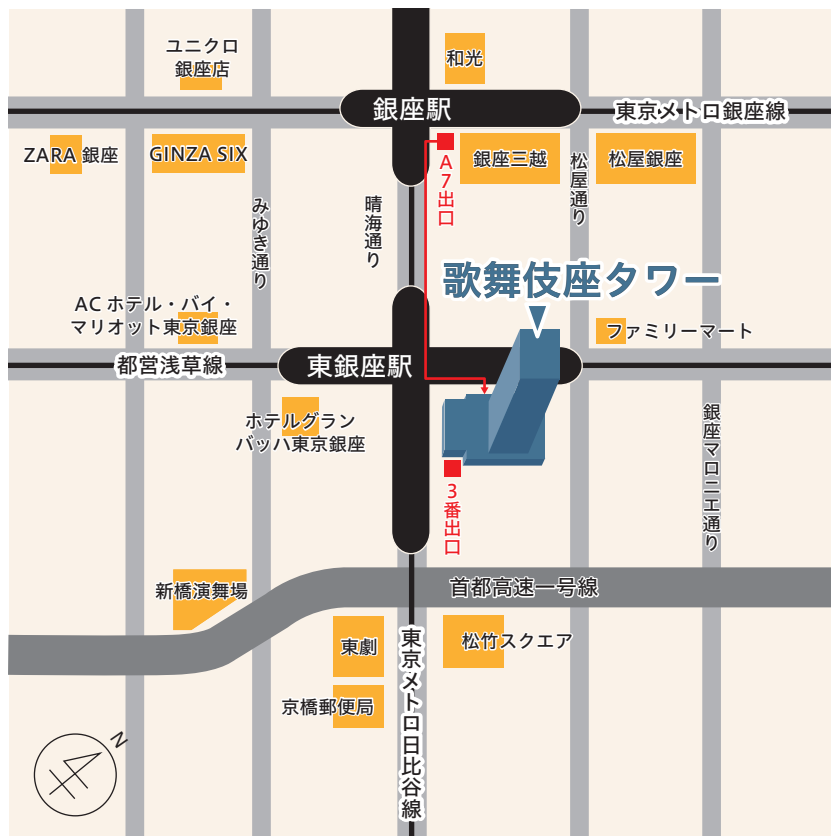
# 株主総会 会場ご案内図

会場

東京都中央区銀座四丁目12番15号  
歌舞伎座タワー23階  
マイナビPLACE 2301、2302

開催  
日時

2026年4月28日（火）  
午前10時



アクセス

東京メトロ日比谷線・都営浅草線東銀座駅 3番出口直結

東京メトロ丸ノ内線・銀座線・日比谷線銀座駅 A7出口から徒歩4分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日2026年4月6日

第11回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

## 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の概要

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その概要は次のとおりであります。なお、当社は、当事業年度の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備されていることを確認しています。

### 1 経営管理に関する体制

#### (1) 業務執行に関する体制

① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに取締役から職務執行状況の報告を受けるなど、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役より社外の視点からの監督を行う。監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、職務執行状況の聴取などを通じて取締役の職務執行を監査する。

② 業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、取締役および執行役員で構成する経営執行会議を設置する。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会への付議事項その他重要事項の審議を行うとともに業務執行状況等に関する報告を受ける。監査役は、経営執行会議に出席のうえ、意見を述べるができる。

#### (2) 取締役等の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役等の職務執行に関する情報を文書または電磁的記録媒体に記録し、その記録媒体の性質等に応じて適切な保存、管理を行う。

#### (3) 内部監査に関する体制

取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として代表取締役社長直属の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長および取締役会に報告するとともに、必要に応じて各部門に改善を勧告する。

### 2 リスク管理に関する体制

① 経営に重要な影響を与えるリスクを統合的に管理するため、リスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会の審議結果については、必要に応じて、取締役会に付議する。

② 非常災害その他当社の財産、事業活動に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達および対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え、定期的に訓練等を実施する。

- ③ 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および社内規程等を整備し、適切に運用する。

### 3 コンプライアンスに関する体制

- ① 法令遵守を旨として経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンス委員会の審議結果については、必要に応じて、取締役会に報告する。
- ② 法令・ルール・社会規範の遵守に関する基本的事項を定めるため、企業行動憲章を制定・周知する。
- ③ コンプライアンス違反事象の未然防止および早期発見・改善のため、通常の業務レポートラインとは別に内部通報窓口を社内および社外に設置する。また、内部通報規程に基づき、通報者の保護を図る。
- ④ 反社会的勢力との関係を遮断するため、対応部署を定め、社内規程の整備および相談窓口の設置を行うとともに、外部機関と連携して対応する。

### 4 監査に関する体制

#### (1) 監査役職務の補助者に関する体制および補助者の取締役からの独立に関する体制

- ① 監査役の求めに応じ、監査役職務を補助する職員を置く。
- ② 監査役補助者は、その業務執行に際し、取締役の指揮命令を受けない。
- ③ 監査役補助者の異動および評価にあたっては、監査役の意向を尊重する。

#### (2) 監査役への報告に関する体制および監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 取締役等は、取締役会および経営執行会議の付議事項について、監査役からの求めに応じ報告する。
- ② 取締役等は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 取締役等は、重要な決裁文書については決裁後すみやかに、また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。
- ④ 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う機会を設ける。
- ⑤ 内部監査室は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告する。

- (3) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利益を受けないことを確保するための体制  
取締役等は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行わない。
- (4) 監査費用等に関する事項  
監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、すみやかに当該費用等を支払う。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、その整備と適切な運用に取り組んでいます。

当期に実施した主要な取り組みは、次のとおりです。

### 1 経営管理に関する体制

#### 重要な会議の開催状況

当事業年度においては取締役会を22回、経営執行会議を51回開催し、法令および定款所定の事項ならびに経営上重要な事項について審議・決議を行いました。社外取締役は、取締役会へ出席するほか、代表取締役等と定期的な意見交換を通じ、社外の視点から取締役の職務執行を監督しております。

### 2 リスク管理に関する体制

- ① 業務運営上のリスクは各部門長が、経営に重大な影響を与えるリスクはリスク管理部署がそれぞれ把握・評価し、四半期に1回開催するリスク管理委員会に付議し、十分な審議を行いました。これらのリスクは経営計画やリスク対策に反映されるとともに、取締役会に付議されております。
- ② 非常災害の発生に備えて、様々なケースを想定した訓練等を定期的にも実施しました。

### 3 コンプライアンスに関する体制

- ① コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、コンプライアンス推進施策の策定およびその実施状況の確認を行っております。また、コンプライアンス委員会の審議結果については、取締役会に報告しております。
- ② コンプライアンスの徹底のため、役職員に対してコンプライアンス研修を実施しました。また、内部通報窓口を広く周知するとともに、対応が必要な事象については、速やかに事実確認を行い、適切に対処しております。

### 4 監査に関する体制

- ① 監査役は、取締役会だけでなく経営執行会議にも出席し、適宜取締役や執行役員等と意見交換を実施し、常に意思の疎通を図っております。また、内部監査室および会計監査人から随時報告を受けることなどにより、取締役の職務執行全般を監査しております。
- ② 内部通報規程に基づき、通報した者に対して、通報したことを理由とする不利益な取扱いはありません。

## ■ 株主資本等変動計算書

2025年2月1日から  
2026年1月31日まで

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |              |             |       |                             |             | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金 |                             |             |            |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 30    | －     | 46           | 46          | 7     | 2,949                       | 2,956       | 3,033      |
| 当 期 変 動 額               |       |       |              |             |       |                             |             |            |
| 新 株 の 発 行               | 4,687 | 4,687 |              | 4,687       |       |                             |             | 9,374      |
| 当 期 純 利 益               |       |       |              |             |       | 4,046                       | 4,046       | 4,046      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |       |       |              |             |       |                             |             |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 4,687 | 4,687 | －            | 4,687       | －     | 4,046                       | 4,046       | 13,421     |
| 当 期 末 残 高               | 4,717 | 4,687 | 46           | 4,734       | 7     | 6,996                       | 7,003       | 16,455     |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|-------|--------|
| 当 期 首 残 高               | 0     | 3,033  |
| 当 期 変 動 額               |       |        |
| 新 株 の 発 行               |       | 9,374  |
| 当 期 純 利 益               |       | 4,046  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －     | －      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －     | 13,421 |
| 当 期 末 残 高               | 0     | 16,455 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|            |       |
|------------|-------|
| 建物         | 4～10年 |
| 車両運搬具      | 4年    |
| 工具、器具および備品 | 3～15年 |

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産)

…リース期間を耐用年数とし、  
残存価額を零とする定額法を  
採用しております。

#### 2. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### 3. 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は総合コンサルティング会社として、主にITコンサルティング、ビジネスコンサルティング事業を展開しております。当該事業においては、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、または当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3か月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において本社移転の決議をしたことに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように、当事業年度より耐用年数を変更しております。

また、現本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務についても、当事業年度において履行時期を見直し、移転予定日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

なお、一部の資産除去債務については、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

これによる当事業年度の影響は軽微であります。

#### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 250百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数  | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 1,000,000株  | 68,000,000株 | —          | 69,000,000株 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割(1:60)による増加 59,000,000株

新株の発行による増加 9,000,000株

### 2. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 3,000,000株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| 資産除去債務   | 86  | 百万円 |
| 未払事業税    | 83  | //  |
| 一括償却資産   | 37  | //  |
| 未払労働保険料  | 14  | //  |
| その他      | 34  | //  |
| 繰延税金資産合計 | 256 | 百万円 |

#### 繰延税金負債

|                 |     |     |
|-----------------|-----|-----|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △52 | 百万円 |
| 繰延税金負債合計        | △52 | 百万円 |
| 繰延税金資産純額        | 204 | 百万円 |

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

2025年11月21日の株式上場の際して行われた増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。

これらに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年2月1日から2027年1月31日までに解消が見込まれる一時差異については従来の34.6%から30.6%に、2027年2月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.6%から31.5%になっております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社はコンサルティング事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金(主に増資および銀行借入)を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い銀行預金に限定して運用しております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金および保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金および未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金、社債およびリース債務は、主にコンサルティング事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうちの一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレート本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、コーポレート本部が市場動向等を継続的に把握することで変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰計画を作成および更新するとともに、手許流動性を売上高の5か月分相当以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。「現金および預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金および未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

|                                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| (1) 敷金および保証金(※1)                  | 2,268                 | 1,717       | △550        |
| 資産計                               | 2,268                 | 1,717       | △550        |
| (1) 1年内償還予定の社債                    | 20                    | 20          | —           |
| (2) 長期借入金<br>(1年以内に返済予定の長期借入金を含む) | 602                   | 597         | △5          |
| (3) リース債務<br>(1年以内に返済予定のリース債務を含む) | 113                   | 112         | △1          |
| 負債計                               | 736                   | 729         | △6          |

(※1)敷金および保証金については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|          | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金および預金  | 14,602        | —                    | —                     | —             |
| 売掛金      | 3,167         | —                    | —                     | —             |
| 敷金および保証金 | 21            | 506                  | 134                   | 1,605         |
| 合計       | 17,791        | 506                  | 134                   | 1,605         |

(注2) 社債、借入金およびリース債務の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 社債    | 20            | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 長期借入金 | 240           | 205                  | 117                  | 30                   | 8                    | —            |
| リース債務 | 23            | 24                   | 25                   | 21                   | 10                   | 8            |
| 合計    | 284           | 229                  | 142                  | 52                   | 18                   | 8            |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                            | 時価(百万円) |       |      |       |
|-------------------------------|---------|-------|------|-------|
|                               | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 敷金および保証金                      | －       | 1,717 | －    | 1,717 |
| 資産計                           | －       | 1,717 | －    | 1,717 |
| 1年内償還予定の社債                    | －       | 20    | －    | 20    |
| 長期借入金<br>(1年以内に返済予定の長期借入金を含む) | －       | 597   | －    | 597   |
| リース債務<br>(1年以内に返済予定のリース債務を含む) | －       | 112   | －    | 112   |
| 負債計                           | －       | 729   | －    | 729   |

(注)時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

#### 敷金および保証金

敷金および保証金の時価は、契約等から返還までの期間を合理的に見積り、当該期間の将来キャッシュ・フローを国債等の利回りで割引いた現在価値にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1年内償還予定の社債

社債の時価については、変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。当該社債については、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価は、元金利の合計額と、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|               |        |
|---------------|--------|
| コンサルティングサービス  | 25,345 |
| その他サービス       | 839    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 26,185 |
| その他の収益        | —      |
| 外部顧客への売上高     | 26,185 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

#### (1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 1,937 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 3,167 |
| 契約負債（期首残高）          | 284   |
| 契約負債（期末残高）          | 579   |

契約負債は、顧客から受領した前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は284百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**1 株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額 238円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 65円51銭

(注) 当社は2025年9月8日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。